

(意見の徴取)

第十条 国土交通大臣は、法第七十五条の三第六項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣の意見を徴するものとする。

第十一条 削除

第六号様式 (証票) (第十四条関係)

(裏)

(道路運送車両法抜粋)

第75条の6 国土交通大臣は、第七十五条第八項、第七十五条の二第五項及び第七十五条の三第六項の規定の施行に必要な限度において、第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者若しくは第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

第106条の4 (略)

第111条 (略)

(装置型式指定規則の一部改正)

第四十条 装置型式指定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第六号様式 (証票) (第十四条関係)</p> <p>(裏)</p> <p>(道路運送車両法抜粋)</p> <p>第75条の6 国土交通大臣は、<u>第七十五条第七項及び第八項、第七十五条の二第四項及び第五項並びに第七十五条の三第五項及び第六項</u>の規定の施行に必要な限度において、<u>第七十五条第一項</u>の規定により自動車の型式について指定を受けた者、<u>第七十五条の二第一項</u>の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者若しくは<u>第七十五条の三第一項</u>の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第106条の4 (略)</p> <p>第111条 (略)</p>	<p>第六号様式 (証票) (第十四条関係)</p> <p>(裏)</p> <p>(道路運送車両法抜粋)</p> <p>第75条の6 国土交通大臣は、<u>第七十五条第八項、第七十五条の二第五項及び第七十五条の三第六項</u>の規定の施行に必要な限度において、<u>第七十五条第一項</u>の規定により自動車の型式について指定を受けた者、<u>第七十五条の二第一項</u>の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者若しくは<u>第七十五条の三第一項</u>の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第106条の4 (略)</p> <p>第111条 (略)</p>

(意見の徴取)

第十条 国土交通大臣は、法第七十五条の三第五項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣の意見を徴するものとする。

(指定の効力の停止)

第十一条 国土交通大臣は、申請者が第十五条の規定に違反したと認めるときは、期間を定めて指定特定装置の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定特定装置について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

第六号様式 (証票) (第十四条関係)

(裏)

(道路運送車両法抜粋)

第75条の6 国土交通大臣は、第七十五条第七項、第七十五条の二第四項及び第七十五条の三第五項の規定の施行に必要な限度において、第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者又は第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

第106条の4 (略)

第111条 (略)